第１１回千葉市空家等対策協議会　議事録

１　日　時　令和６年５月１３日（月）　午前１０時～１２時
２　場　所　千葉市役所新庁舎　高層棟２階　ＸＬ会議室２０１・２０２
３　出席者　（ 委 員 ）
　　家永委員、金子委員、久保委員、栗田委員、鈴木委員、長岡委員、
　　古田委員、松薗委員　（以上８名、５０音順）
　（事務局）
　　石橋都市部長、保科都市安全課長、山川都市安全課長補佐

４　議　事
（１）千葉市空家等対策計画改定について
（２）「千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例」及び「千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則」の一部改正について
（３）管理不全空家等及び特定空家等の判定基準等の見直し（案）について

５　会議経過
山川都市安全課長補佐（以下、都市安全課長補佐）：
　それでは、只今より、第 11 回千葉市空家等対策協議会を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、悪天候の中、また、お忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせて頂きます、都市安全課課長補佐の山川と申します。よろしくお願いいたします。
　まずはじめに、本日の協議会は、会場にお越しの方が７名、WEB による参加の方が１名、合計８名の委員の皆様のご出席を頂いております。
　千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第３条第５項の規定により、委員１０名の過半数に達しておりますので、ここに、会議が成立しておりますことをご報告いたします。
　WEB 参加の長岡委員におかれましては、音声等不具合がございましたらお声がけ等いただきますようお願いいたします。
　はじめに、協議会の開催にあたり都市部長の石橋より委員の皆様に御挨拶を申し上げます。
石橋都市部長（以下、都市局都市部長）：
　皆様おはようございます。都市部長の石橋でございます。本日は大変お忙しい中、また、足元の悪い中「千葉市空家等対策協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の都市行政に関しまして広くご理解・ご協力を賜っておりますことこの場をお借りして感謝申し上げます。

さて、千葉市空家等対策計画の改定につきましては、令和５年の１月から本協議会において、３回にわたりまして、慎重なるご審議をいただいたところでございます。お陰様で、本年３月に計画を改定することができました。委員の皆様には、重要な視点や考え方について様々な意見を賜りまして、計画改定にご尽力いただきましたこと感謝を申し上げます。

さて、本市における空家等対策の現状でございますけれども、これまでの協議会におきまして、皆様との議論を深めた様々な施策の効果もありましてですね、特定空家等の件数ですが、ピークでありました平成 30 年度末の 145 件から、令和 4 年度末に 85 件、また昨年度、5 年度末には、71 件という形で減少をしてきております。

引き続き、新たな計画のもと、総合的な対策に取り組みまして、空き家問題の改善に努めてまいりますので、引き続きのご支援のほどよろしくお願いいたします。

本日の協議会ですが、千葉市空家等対策計画の改定等についてご報告をさせていただきますとともに、事務局において作成しました管理不全空家等及び特定空家等の判定基準案についてご審議いただきたく存じます。

より実効性のある空家等対策を進めていくため、皆様の豊富な知見やご経験からご意見いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

都市安全課補佐：　議事に関する資料といたしましては次第に記載のとおりです。不足はございませんでしょうか。 お気づきの点などがありましたら、事務局にお申し付けください。

なお、本日の会議の終了時刻は、12 時を目安と考えております。

議事の公開につきまして、本会議は公開することとなっておりますが、議題（３）につきましては、千葉市情報公開条例第７条第６号に該当する情報（不開示情報）を含んでいるため非公開とさせていただきます。

議事録につきましては、議題（３）の非公開事項を除き、会議後速やかに公開することとなっておりますので、あらかじめご了承ください。

以後の議事進行につきましては、会長に引き継ぎいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

鈴木会長：　会長の鈴木です。

本日の議題としましては、3 つ目の管理不全等々の判定基準と見直しのウェイトが大きいですが、丁寧に進行していきたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。今回も、忌憚ない意見をいただければと思います。

それでは、次第に従いまして議事を始めさせていただきたいと思います。議題の１番目です。千葉市空家等対策計画改定について、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

都市安全課長（以下、都市安全課長）：　【資料 1-1 について説明】

鈴木会長：　ありがとうございました。事務局から、議題 1 の、資料 1-1 と資料 1-2 につきまして、報告をいただきました。

また、次の議題 2 につきましても報告事項ですので、合わせて報告していただき、その後、質問等を受け付けたいと思います。それでは、議題 2 条例及び規則の一部改正について、事務局の方から報告をお願いいたします。

都市安全課長：　【資料 2-1、資料 2-2 について説明】

鈴木会長：　ありがとうございました。それでは、先ほどの議題 1 と議題 2 につきまして、皆さん、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

報告ということですので、よろしいですか。

それでは、議題 3 に移りたいと思います。まず事務局の方から説明をお願いいたします。

非 公 開

都市安全課長補佐：　長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。それでは、都市部長からご挨拶申し上げます。

都市部長：　委員の皆様におかれましては、長時間にわたる慎重なるご審議、ありがとうございました。我々といたしましては、空き家をいかに悪い状況になる手前の段階で歯止めをかけて、地域で暮らしている方が安全、安心して住み続けられるのか、そこに繋がる取り組みが重要なポイントだと思っております。まずは本日提示いたしました形でスタートして参りたいと考えております。今後の運用の中では課題も見えてくるかと思っておりますので、運用の状況を踏まえて、基準を例えば厳しくして、より良いレベルでさらに改善するなど、今後、色々工夫してまいりたいと思います。

この取り組みは、まさにこれからスタートというところだと思っておりますので、引き続き委員の皆様には、ご支援いただきたいと思います。本日はありがとうございました。

都市安全課長補佐：　以上をもちまして第 11 回千葉市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。

なお、本日、資料をお持ち帰りにならない議員の皆様におかれましては、机の上に置いておいていただいて構いません。また本日、お車でお越しいただいている方につきましては、駐車券に押印いたしますので、事務局の方へお声がけください。本日は、長時間にわたり活発なご審議をいただき、誠にありがとうございました。